



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年1月24日火曜日 第2842号

### ◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課).....	27
指定医療機関の変更.....	( " ).....	27
指定医療機関の廃止の届出.....	( " ).....	27
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	( " ).....	28
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	( " ).....	28
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更.....	( " ).....	28
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	( " ).....	28
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の変更.....	( " ).....	28
指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課).....	29
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	(農業経済課).....	29
保安林予定森林.....	(森林整備課).....	30
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	(漁政課).....	30
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	(都市整備課).....	33
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課).....	33
指定介護予防サービス事業者の指定(2件).....	( " ).....	33
指定居宅サービス事業の廃止.....	( " ).....	33
指定介護予防サービス事業の廃止.....	( " ).....	34

### 正 誤

平成29年1月10日付け第2838号愛媛県告示第13号(都市計画事業の事業計画の変更認可)中.....(都市整備課).....34

### 告 示

#### ○愛媛県告示第59号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成29年1月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
こんどう外科内科胃腸科クリニック	新居浜市田所町4番70号	平成28年10月30日
宮田歯科医院	伊予市双海町上灘甲5446番地1	平成28年11月1日
あかり薬局駅前店	新居浜市坂井町二丁目5番43号	平成29年1月1日
つばさ薬局	喜多郡内子町内子778番地1	平成29年1月1日

#### ○愛媛県告示第60号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成29年1月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) にこにこ薬局角野店	新居浜市中西町6-45	平成29年1月1日
(変更前) みつばち薬局		

#### ○愛媛県告示第61号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年1月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
こんどう外科内科胃腸科クリニック	新居浜市田所町4-70	平成28年10月30日
宮田歯科医院	伊予市双海町上灘甲5446-1	平成28年10月31日
あかり薬局駅前店	新居浜市坂井町二丁目5番43号	平成28年12月31日
ハッピー薬局内子店	喜多郡内子町内子778番地1	平成28年12月31日

## ○愛媛県告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成29年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社大智	宇和島市坂下津甲387番地5	訪問看護ステーションえーる	宇和島市坂下津甲387番地5	平成28年12月1日

## ○愛媛県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社翼	香川県高松市木太町490番地1	株式会社翼	（変更後） 新居浜市中須賀町一丁目1番35号	平成27年11月16日
			（変更前） 新居浜市宇高町一丁目3番	

## ○愛媛県告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）の特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社翼	香川県高松市木太町490番地1	株式会社翼	（変更後） 新居浜市中須賀町一丁目1番35号	平成27年11月16日
			（変更前） 新居浜市宇高町一丁目3番	

## ○愛媛県告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社翼	香川県高松市木太町490番地1	株式会社翼	（変更後） 新居浜市中須賀町一丁目1番35号	平成27年11月16日
			（変更前） 新居浜市宇高町一丁目3番	

## ○愛媛県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社翼	香川県高松市木太町490番地1	株式会社翼	(変更後) 新居浜市中須賀町一丁目1番35号	平成27年11月16日
			(変更前) 新居浜市宇高町一丁目3番	

○愛媛県告示第67号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
河田外科脳神経外科医院	松山市六軒家町3番19号	医療法人創実会	精神通院医療	平成29年1月1日
あかり薬局駅前店	新居浜市坂井町二丁目5番43号	あかりや株式会社	精神通院医療（薬局）	平成29年1月1日
つばさ薬局	喜多郡内子町内子778番地1	有限会社大洲調剤	精神通院医療（薬局）	平成29年1月1日
ていーだ薬局安城寺店	松山市安城寺町522番地3	有限会社健美	精神通院医療（薬局）	平成29年1月1日
さくら薬局中央店	松山市土橋町13番地1 アイテクノビル1階2階	有限会社メディケイト	精神通院医療（薬局）	平成29年1月1日

○愛媛県告示第68号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成28年12月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成29年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
<b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				<b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具そ	年1分3厘	年1分3厘	年6厘5毛	1 畜舎、果樹棚、農機具そ	年1分2厘7毛	年1分2厘7毛	年8厘7毛

その他の農作物 の生産、流通 又は加工に必 要な施設の改 良、造成、復 旧又は取得に 要する資金 (農地又は牧 野の改良、造 成、復旧又は 取得に要する ものを除く。)				その他の農作物 の生産、流通 又は加工に必 要な施設の改 良、造成、復 旧又は取得に 要する資金 (農地又は牧 野の改良、造 成、復旧又は 取得に要する ものを除く。)			
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設そ の他の農村に おける環境の 整備のために 必要な施設で あつて農林水 産大臣の定め るものの改良、 造成又は 取得に要する 資金(法第2 条第1項第2 号から第4号 までに掲げる 者に貸し付け られるものに 限る。)		年 1 分 3 厘 —	年 6 厘 5 毛	6 診療施設そ の他の農村に おける環境の 整備のために 必要な施設で あつて農林水 産大臣の定め るものの改良、 造成又は 取得に要する 資金(法第2 条第1項第2 号から第4号 までに掲げる 者に貸し付け られるものに 限る。)		年 1 分 2 厘 7 毛	年 8 厘 7 毛
7 前各号に掲 げるもののほ か農林水産大 臣が特に必要 と認めて指定 する資金	年 1 分 3 厘 —	省略		7 前各号に掲 げるもののほ か農林水産大 臣が特に必要 と認めて指定 する資金	年 1 分 2 厘 7 毛	省略	

○愛媛県告示第69号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松山市長師17
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第70号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成28年12月19日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成29年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
<b>第2条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						<b>第2条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率					漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第10号まで及び第10号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合		法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第10号まで及び第10号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合
1 総トン数20トン未満の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年1分3厘	年1分1厘	年1分2厘7毛	年1分7毛	年1分2厘7毛	年1分2厘7毛	年1分7毛	年1分7毛
2 省略											
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油water供給施設、	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年6厘5毛	年6厘5毛	年1分2厘7毛	年1分7毛	年1分2厘7毛	年8厘7毛	年8厘7毛	年8厘7毛

養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）						養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）					
4 省略						4 省略					
5 漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金	同上	同上	同上	年1分 3厘	年1分 1厘	5 漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金	同上	同上	同上	年1分 2厘7毛	年1分 7毛
6 省略						6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年6厘 5毛	年6厘 5毛	7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年8厘 7毛	年8厘 7毛
8 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定す	年1分3厘	年1分1厘	省略			8 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定す	年1分2厘7毛	年1分7毛	省略		

る資金

る資金

○愛媛県告示第71号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、八幡浜都市計画下水道事業保内公共下水道（八幡浜市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成29年 1月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

平成11年12月28日から

平成34年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第72号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成29年 1月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
伴野訪問看護ステーション合同会社	伴野訪問看護ステーション	愛媛県新居浜市船木甲787番地2 喫茶 & レストラン珈琲待夢	平成28年12月 5日	訪問看護

○愛媛県告示第73号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年 1月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
伴野訪問看護ステーション合同会社	伴野訪問看護ステーション	愛媛県新居浜市船木甲787番地2 喫茶 & レストラン珈琲待夢	平成28年12月 5日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第74号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年 1月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アットハウジング	デイサービス きたえるーむ西条南	愛媛県西条市大町1176 - 1	平成28年12月13日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成29年 1月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
愛媛在宅ケア有限会社	あいおいの里	愛媛県新居浜市船木4047番地の4	平成28年12月26日	通所介護

○愛媛県告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年 1月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
愛媛在宅ケア有限会社	あいおいの里	愛媛県新居浜市船木4047番地の4	平成28年12月26日	介護予防通所介護

正 誤

○正 誤

平成29年 1月10日付け第2838号愛媛県告示第13号（都市計画事業の事業計画の変更認可）中

ページ	箇所	誤	正
4	左段 下から1行目	塩屋小山線	塩谷小山線